

Amazon ペット保険

Amazon ペット保険 ライト

ペット医療費用保険

重要事項説明書

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

アイコンの説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

目次

1. ご契約前にご確認いただきたいこと	P2~6
1 商品の仕組み	2 補償内容
3 保険料の決定の仕組みと払込方法等	4 満期返戻金・契約者配当金
2. 契約時におけるご注意事項	P7
1 告知義務	2 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)について
3 保険証券について	4 当社からのご連絡について
3. 契約後におけるご注意事項	P8
1 通知義務	2 解約・失効・解除と返還保険料
3 契約内容の変更	
4. その他ご留意いただきたいこと	P9~12
1 自動継続について	2 保険金の請求について
3 保険金をお支払いする時期について	4 保険料控除
5 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い	6 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減
7 少額短期保険業者について	8 個人情報の取扱いについて
9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	10 支払時情報交換制度
11 指定紛争解決機関	12 保険契約者向けサービス

本書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」でご確認ください。



あなたの大切な小さな家族を守るために

リトルファミリー
少額短期保険株式会社

1. ご契約前にご確認いただきたいこと

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されているどうぶつ*1が、ケガ・病気*2によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払いします。

*1 どうぶつとは、約款上の「対象ペット」のことを指します。

*2 ケガ・病気とは、約款上の「傷病」のことを指し、以下同様とします。

2 補償内容

契約概要

注意喚起情報

1 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術*の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、1回の診療ごとにその診療費に対して補償割合を乗じた金額から免責金額を差し引いた金額を保険金としてお支払いします。

(ア) ご契約の対象ペットがケガ・病気を被ったことによる診療費であること

(イ) 保険期間中、かつ、日本国内での診療によるものであること

* 各診療の形態について

通院	獣医師による診療が必要な場合において、当該保険契約の対象ペットが、動物病院で診療を受けまたは往診により、獣医師による入院および手術以外の治療を受けさせることをいいます。
入院	獣医師による診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
手術	診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいい、全身麻酔下での整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。なお、局所麻酔または注射麻酔での鎮静下で行う診断行為および全身麻酔下である場合でも切開切除を伴わないMRI検査、CT検査、脊髄液検査などは含みません。

【支払保険金の計算方法】 例：補償割合100%、免責金額5,000円の場合



支払保険金	4月1日の通院	診療費2万円×補償割合100%－免責金額5,000円＝15,000円
	4月10日から4月20日までの入院(2回の手術を含む)	診療費50万円×補償割合100%－免責金額5,000円＝495,000円
	4月30日の通院(手術を含む)	診療費10万円×補償割合100%－免責金額5,000円＝95,000円



- ・同日に複数回通院した場合は、原則としてそれぞれ別の診療として支払保険金を計算します。
- ・入院については、入院日から退院日までを1回の診療とみなします。
- ・手術については、通院または入院を伴った場合はそれらを含めて1回の診療とみなします。

2 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いしません。
詳しくは、「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」をご確認ください。

既往症・ 先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間が始まる前から被っていた傷病 ・保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常 <small>※継続診療および関連のある症状の治療を含みます。</small>
ワクチン等により 予防できる病気 (疑い含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬パルボウイルス感染症 ・犬パラインフルエンザ感染症 ・犬アデノウイルス2型感染症 ・犬コロナウイルス感染症 ・猫汎白血球減少症 ・猫ウイルス性鼻気管炎 ・犬ジステンパーウイルス感染症 ・犬伝染性肝炎 ・狂犬病 ・フィラリア感染症 ・犬レプトスピラ感染症 ・猫カリシウイルス感染症 ・猫白血病ウイルス感染症 <small>※疾病の発症日とその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。 ※予防措置の有効期間は、ワクチン接種日からワクチン接種証明書等に記載の次回予定日までとします。</small>
予防に 関する費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・予防目的の際の初診料、再診料等 ・予防のためのワクチン接種費用等 ・フィラリア・ノミ・ダニ駆除薬費用等 <small>※治療を目的として動物病院で使用された分および持ち帰りは1回のみを治療目的とみなします。</small>
歯科治療および 口腔外科治療	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療に起因するすべての検査、治療および口腔外科手術（歯肉、歯根の疾患の治療を含む）。 <small>※傷害の治療を目的とする場合および歯科治療補償特約を付帯する場合を除きます。</small>
傷病にあたら ないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な妊娠・出産（死産を含む）、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ・去勢、避妊（術前後の関連する費用を含む）、乳歯遺残、不正咬合、停留牽丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、まつげの処置（検査・投薬等を伴わないもの）、涙やけの処置（検査・投薬等を伴わないもの）、爪切り（狼爪の除去を含む）、耳掃除（除毛、抜毛を含む）、肛門腺しぼりに起因するすべての処置および日常のケアまたは美容を目的とする処置 ・断耳、断尾、声帯除去および美容整形のための処置 <small>※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対する処置を行った場合を除きます。</small>
検査・ 代替医療等	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検診および予防のための検査費用および予防措置など、健康体に行われた検査費用および措置 ・中国医学（鍼灸、医薬品漢方薬を除く）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホリスティック医療（ホメオパシー、オゾン療法等）、温泉療法および酸素療法、免疫療法、再生療法、その他当社が代替医療と定めた獣医学的処置
健康食品・ 医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の食餌に該当しない食物および療法食等 ・獣医師が処方する医薬品以外のもの（サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等） <small>※医薬品以外のものは使用される場所（病院内外）を問いません。</small>
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー（薬用シャンプー、医薬品シャンプーを含む）、イヤークリーナー、スキンコンディショナーおよび医薬品以外のすべての物品 ※動物病院内で治療を目的に使用されたもの、および動物病院で購入した治療目的の医療器具を除きます。 ・カウンセリング料、相談料、指導料、しつけ料、行動修正法にかかわる費用およびセカンドオピニオン料 ・時間外診療費および往診料等の診察加算料（初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用）、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書料、動物病院へ行かず処方された薬剤の費用（配達料を含む）およびこれらと同種の費用 ・安楽死、遺体処置および解剖検査、葬儀費または埋葬費などペットの死後に要した費用 ・マイクロチップの挿入費用 ・治療を伴わない介護やリハビリテーション（理学療法）等にかかる費用
自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地震または噴火、これらによる津波によって被った傷病
保険契約者・ 被保険者の 行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病等

3 補償の重複 注意喚起情報

被保険者が、既に同一のペットを対象とする他の同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額（100%）を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容等をよくご確認くださいの上でお申込みください。



ペット賠償責任特約は自動車保険等の個人賠償責任特約と補償の重複が生じることがありますのでご注意ください。

4 補償プランの設定 契約概要

ご契約いただいた補償プランはマイページ等にてご確認ください。

商品名	補償対象	補償割合	年間通算支払限度額	免責金額
Amazon ペット保険	通院・入院・ 手術	50%	通院・入院・ 手術を合算して 120万円	なし
		70%		
		100%		5,000円
Amazon ペット保険 ライト	入院・手術	50%	入院・手術を 合算して 120万円	なし
		70%		
		100%		5,000円

※原則として、歯科治療補償特約および支払限度額通算特約を付帯します。

5 主な特約とその概要 契約概要

特約名	概要
歯科治療補償特約	歯科治療（歯肉、歯根の疾患の治療を含みます。）、歯科治療に起因するすべての検査、治療および口腔外科手術に係る診療費を、保険金の支払いの対象とします。
ペット賠償責任特約	ご契約の対象ペットが起こした咬みつきや引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、保険証券記載の支払限度額の範囲内で補償します。ただし、1事故につき3,000円を免責金額（自己負担額）とします。

※ご契約により適用される特約が異なりますので、マイページ等でご確認ください。

6 被保険者の範囲 契約概要

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1~4の方（保険金を請求できる方）をいいます。

1	保険契約者
2	保険契約者の配偶者* ¹
3	保険契約者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族* ²
4	保険契約者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚* ³ の子

*¹ 事実上婚姻関係のある夫または妻（内縁）を含みません。

*² 6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。

*³ 未婚とはこれまで婚姻歴のないことをいいます。

7 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

(ア) 保険期間

当商品の保険期間は1年です。

(イ) 補償開始の時期（補償開始日）

お客さまがご選択された日（申込日から30日後～60日後の範囲内）の午前0時より開始します。

※当社の審査ならびにクレジットカードの決済が完了していることが条件となります。

(ウ) 補償終了の時期（満期日）

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

8 引受条件など 契約概要

(ア) 対象ペットが日本国内の家庭で愛がん用または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として飼育されている犬または猫*であること。

* 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条（定義）に定める身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）を含み、事業を目的に飼育または販売される犬または猫、興行用の犬または猫、地域猫（特定の家庭で飼育されていない猫）、闘犬、賭犬および猟犬は含みません。

(イ) 補償開始日時点におけるペット年齢が以下の範囲であること。

商品名	年齢範囲
Amazonペット保険	生後30日以上満14歳未満
Amazonペット保険ライト	生後30日以上

(ウ) 保険契約者が、日本国内に在住の個人であること。



- ・告知内容により、お引受けできない場合や、特定の傷病や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。
- ・保険契約者が18歳未満の場合はお申込みできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

1 保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。
実際の保険料は、マイページ・パンフレット等をご確認ください。なお、継続契約の保険料は、継続前に当社よりご案内いたします。

 商品改定等により保険料が変更になる場合があります。その際は別途お知らせいたします。

2 保険料の払込方法・回数 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、「Amazon Pay」のみとなります。
また、保険料の払込回数は、毎月払い込む「月払」と年1回払い込む「年払」からお選びいただけます。

※2024年5月29日までにクレジットカード払いでご契約いただいた方の払込方法は、引き続きクレジットカード払いとなります。

3 保険料の払込期日・払込猶予期間の取扱い 注意喚起情報

払込期日は以下のとおりです。

保険料の 払込方法	払込期日	
	①第1回保険料	②第2回以降の保険料
月払	保険期間の初日	第1回保険料払込期日の翌月以降の各月単位の 応当日
年払		第1回保険料払込期日の翌年以降の各年単位の 応当日

保険料払込猶予期間は第1回保険料はありません。
第2回以降の保険料払込猶予期間は、払込期日の3か月後の月単位の応当日の前日までとなります。
払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合には、払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約は解除となります。

 保険料の払込みがなく払込期日の属する月または払込猶予期間中にケガ・病気が発生した場合には、発生日までの期間に対応する保険料の払込みが必要です。また、保険契約者および被保険者からお申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができます。

4 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

保険契約者または被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

主な告知事項

- ・対象ペットの情報
- ・対象ペットの過去および現在のケガ・病気などの健康状態
- ・他のペット保険の加入の有無



対象ペットの過去および現在のケガ・病気などの健康状態についての告知事項については、申込み時に正確にご回答ください。なお、告知いただいた内容についての確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）について

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下であるため、ご契約お申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

3 保険証券について

注意喚起情報

保険証券（保険契約の内容を記載した証書）はマイページに「契約情報詳細」として表示します。

4 当社からのご連絡について

注意喚起情報

当社から保険契約者へのご連絡は、ご契約時に登録いただくメールアドレスや携帯電話番号へのショートメッセージサービス（SMS）でお送りします。保険料未納などの重要なご案内をお送りする場合がありますので、受信設定については以下のURLをご参照いただき、必ずご確認ください。

Q&A「リトルファミリーからのメールが届きません」

<https://littlefamily.notion.site/13b1b95a611980f0bc29c641d326f349>

3. 契約後におけるご注意事項

1 通知義務

注意喚起情報

保険契約者名や連絡先等が変更になった場合は、下記ページより変更のお手続きをお願いします。
【カスタマーサポート】 <https://littlefamily-ssi-20790418.hs-sites.com/knowledge>

2 解約・失効・解除と返還保険料

契約概要

注意喚起情報

1 保険契約を解約する場合

保険契約を解約（保険契約者のお申出により、保険期間の途中で保険契約を解約すること）される場合は、インターネット上のマイページにてお手続きが必要となります。
月払の場合は、解約による保険料の返還はありません。年払で解約日以降の期間に対応する保険料がすでに払い込まれている場合には、その保険料のうち未経過期間に対応する保険料を返還します。未経過期間に対応する保険料の詳細につきましては約款をご確認ください。

2 対象ペットが死亡した場合

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となりますので、下記のフォームよりお手続きが必要となります。
失効日以降の期間に対応する保険料がすでに払い込まれている場合には、その保険料のうち未経過期間に対応する保険料を所定のお手続き完了後に返還します。未経過期間に対応する保険料の詳細につきましては約款をご確認ください。

【ご逝去に伴う契約終了フォーム】 <https://share.hsforms.com/2upB6gY17TDi7j24Y9pgKCQcdlzm>

3 重大事由による解除

保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合などについては、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (ア) 当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (イ) 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (ウ) 暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められたこと。
- (エ) 上記のほか、(ア)～(ウ)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3 契約内容の変更

注意喚起情報

保険期間中に補償プランの変更はできません。

4. その他ご留意いただきたいこと

1 自動継続について

契約概要

注意喚起情報

当商品は、すべてのご契約に自動継続が適用され、年齢の制限はありません。継続を希望されない場合（満期解約）は、お手続きが必要となりますので、当社より満期日の60日前までにお送りする「継続案内」に従ってお手続きをしてください。また、継続時に所定の取扱い範囲内で補償プランを変更することができます。



商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は別途お知らせいたします。

2 保険金の請求について

契約概要

注意喚起情報

当社へ保険金を請求する際は、保険金の請求に必要な書類を所定フォームからご提出ください。



支払事由発生から3年経過した場合は、時効により保険金の請求権が消滅しますのでご注意ください。

3 保険金をお支払いする時期について

契約概要

注意喚起情報

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを被保険者が提出した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知します。

4 保険料控除

注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

5 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い

注意喚起情報

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

6 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

注意喚起情報

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす事情が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす事情が生じた場合は、保険金を削減して支払うことがあります。

7 少額短期保険業者について

注意喚起情報

当社は保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引き受けることのできる保険契約については、次のような制限があります。

- 1 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下となります。なお、このペット保険は保険期間1年です。
- 2 同一の被保険者についてお引受けするすべての保険(※)の保険金額の合計額は1,000万円以内です。
- 3 同一の保険契約者についてお引受けするすべての保険(※)の保険金額の合計額は10億円以内です。

※低発生率保険（ペット賠償責任特約等）を除きます

8 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

- 1 個人情報の適正な取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- 2 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除く）を、以下の目的に必要な範囲で利用します。
 - （ア）保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、査定業務等）
 - （イ）当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
 - （ウ）市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
 - （エ）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - （オ）お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- 3 個人データの第三者への提供
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除く）を提供しません。
 - （ア）法令に基づく場合
 - （イ）利用目的の達成および当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
 - （ウ）当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
- 4 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - （ア）保険契約の募集に関わる業務
 - （イ）損害調査に関わる業務
 - （ウ）情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
 - （エ）支払調書等の作成および提出に関わる業務
 - （オ）個人番号関係事務に係る業務

9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

お問い合わせ
フォーム

https://share.hsforms.com/1kAHhs_-eRR6kTHuHSReBnQcdlzm



10 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<https://www.shougakutanki.jp/general/about/model03.html>) をご参照ください。

11 指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合には、以下の指定紛争解決機関にご相談することができます。

一般社団法人
日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

TEL:0120-82-1144 / FAX:03-3297-0755

【受付時間】 9:00～12:00、13:00～17:00

【受付日】 月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

【URL】 <http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

12 保険契約者向けサービス

サービス名

窓口精算サービス

● 保険契約者向けサービス

- ・本サービスは、当社が提供する「ペット医療費用保険」の付帯サービスであり、対象ペットが提携動物病院で診療を受けた際、会計手続きと保険請求手続きを簡素化するサービスです。
- ・利用対象者は、ご登録の決済サービス（クレジットカード・Amazon Pay等）を通じて自己負担額のみを当社へ支払うことで、動物病院での支払いが完了したとみなされます。
- ・サービスの利用条件は以下の通りです。
- ・保険契約の有効期間内かつ保険料の未納が発生していないこと
- ・有効なデジタル保険証を所持し、動物病院に提示すること
- ・当社の提携動物病院での受診であること
- ・受診時に、診療費の総額以上の決済サービスの利用枠を有すること

● サービスに関する注意事項

- 本サービスの提供期間は対象契約の保険期間とします。なお、対象契約が途中解約等により終了となった場合は、終了日以降に本サービスをご利用いただくことはできません。
- 本サービスの適用には、所定の条件がございます。
- 当社の判断により、保険金相当分の差引きを行わず、診療費の全額を決済サービスに請求することがあります（その場合、保険金は別途直接お支払いします。自己負担分額への影響はありません。）。
- サービス内容については、将来変更または中止となることがあります。
- 本サービスに関する詳細な規定は、添付の「窓口精算サービス利用規約」をご覧ください。
- サービスに関するお問合せは「9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口」に記載の窓口よりお願いいたします。

窓口精算サービス利用規約

用語の説明・定義

用語	ご説明
自己負担額	対象ペットの診療費より、保険契約に基づく支払保険金額を差し引いた、ご契約者が自己で負担をする金額をいいます。 なお、保険金の支払対象とならない費用についても自己負担額に含まれます。
動物病院	ご契約者が当社へ登録している 決済手段（クレジットカード・Amazon Pay等）をいいます。
決済サービス	当社の窓口精算サービスを導入している提携動物病院をいいます。 当社のホームページ上で開示しています。
対象ペット	保険証券記載の犬または猫をいいます。

第1条（本規約の目的等）

- 本規約はリトルファミリー少額短期保険株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「ペット医療費用保険」の付帯サービスである「窓口精算サービス」（以下、「本サービス」といいます。）の提供に関する事項を定めたものです。
- 本サービスは、サービス利用対象者が本規約を承諾し、これを遵守することを条件として提供されます。

第2条（サービス提供対象契約）

当社が提供するペット医療費用保険を本サービスの対象契約とします。

第3条（サービス利用対象者）

本サービスの利用対象者（以下「利用対象者」といいます。）は、対象契約における以下のいずれかの方とします。

- ① 保険契約者
- ② 被保険者

第4条（サービスの内容）

本サービスは利用対象者が、動物病院で対象ペットの診療を受けた際、会計手続きと保険請求手続きを簡素化するサービスです。

●会計手続き

利用対象者は自己負担額のみを、決済サービスを通じて、動物病院の委託を受けた当社に支払うことで、動物病院に対する診療費の支払債務を履行したとみなされます。当社は、受領した自己負担額と、対象契約に基づく保険金を合算して動物病院に支払います。

●保険請求手続き

当社は、動物病院から直接診療データの提供を受け、保険金の算定を行い、保険金を支払います。

第5条（利用対象者の承諾事項）

利用対象者は、以下の各事項に承諾するものとします。

- (1) 当社は、利用対象者に対して、保険金請求に必要な対応を求めることがあります。
- (2) 当社は、動物病院が利用対象者に提供する医療サービスやケアサービスに関する一切の事項に関与せず、利用対象者の判断と責任において対応いただく必要があります。
- (3) 第4条について、原則利用対象者に対しては自己負担額を請求しますが、当社の判断により保険金相当分を差し引く前の診療費全額を決済サービスに請求することがあります。その場合、当社は利用対象者に対して直接保険金を支払います（自己負担分額への影響はありません）。
- (4) 法令の改正または当社の判断により、本規約の内容は個別の予告なく変更される場合があります。その場合当社は、ウェブサイトにおいて、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容、およびその効力発生時期を事前に告知するものとします。
- (5) 利用対象者は、デジタル保険証を自身の責任において、適切に管理すること。利用対象者から依頼を受けた方は、デジタル保険証を掲示することで、利用対象者がサービス適用の意向を有していると、当社または動物病院に伝えていただくことができます。

第6条（サービス提供を行わない場合）

- (1) 当社は、利用対象者が次の1.~9.のいずれかの事由に該当すると当社が判断する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）は、本サービスの提供を行いません。
 - 1.公序良俗に反する行為
 - 2.法令に違反する行為
 - 3.第三者（当社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。）
 - 4.サービスの運営や提供を妨害する行為
 - 5.第三者になりすましてサービスを利用する行為
 - 6.営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する行為
 - 7.利用対象者が意図的に虚偽または不正確な情報を提供していると判断した場合
 - 8.利用対象者がサービス提供のために必要な対応を行わない場合
 - 9.保険金請求にかかわる事故等の相談において、当社が不適切と判断した場合
- (2) 当社は、電話回線の事故や通信障害その他止むを得ない事由が生じた場合、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。

第7条（サービス提供時の責任）

- (1) 本サービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。
- (2) 利用対象者自身が、第三者（当社を含みます。）に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条（サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、対象契約の保険期間とします。なお、対象契約が保険期間の途中で解約または解除された場合もしくは無効、取り消しまたは失効となった場合には、当社は、解約または解除日もしくは無効、取り消しまたは失効日以降、本サービスの提供を行いません。

第9条（サービスの利用条件）

本サービスの利用には、受診時に以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 有効な保険期間内かつ保険料の未納が発生していないこと。
- (2) 保険契約に紐づくデジタル保険証（画像データや紙で印刷したものを含みます。）を所持し、動物病院に提示すること。
- (3) 当社と提携している病院での受診であること。
- (4) 受診時に、診療費の総額以上の決済サービスの利用枠を有すること。

第10条（サービスの変更・中止・終了）

当社は営業上、技術上の事情または不測の事態により、告知または事前に通知することなく本サービスの全部または一部を変更・中止・終了することがあります。

第11条（個人情報の取扱い等）

当社は個人情報の取り扱いについて、プライバシーポリシーに定めており、利用対象者はこれに同意するものとします。

第12条（当社の責任）

当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵がないことを保証するものではなく、また本サービスを起因とする損害について、一切の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重過失に基づく場合はこの限りではありません。

第13条（準拠法および管轄裁判所）

- (1) 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附則 本規約は2026年1月29日より効力が発生します。